

令和 7 年度 清瀬市地域公共交通会議 会議録（議事要旨）

[日時] 令和 7 年 7 月 7 日（月）
午後 3 時から午後 4 時

[場所] 清瀬市役所 本庁舎 3 階 会議室 3-1

[出席者] 委員 国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官
東村山警察署交通課長
北多摩北部建設事務所長管理課長
一般社団法人東京バス協会乗合業務担当課長（欠席）
西武バス労働組合執行委員長
西武バス株式会社計画部長
一般公募による市民（3 名）
清瀬市都市整備部長
事務局 清瀬市都市整備部道路交通課

[議題] 運行計画の見直し

[提示資料等] 会議資料①

[議事内容]

(1) 開会

- ・ 会長挨拶
- ・ 委員の自己紹介

(2) 議題

運行計画の見直し

（事務局）

- ・ 令和 6 年の 4 月労働法制の改正に伴う運転者不足に対応するため「きよバス」の運行計画を見直したい。
- ・ 便数を 24 便から 16 便に減便する。
- ・ 運賃や運行ルートは変更せず、令和 7 年 10 月に実施予定である。
- ・ 運転士確保や路線維持の方策を検討し、持続可能な市内交通網構築を目指す。
- ・ 地域全体で公共交通支援が重要であり、利用者に協力を呼び掛けたい。

（運転事業者より）

- ・ 令和 6 年 4 月の労働法制改正により、運転士の担い手不足が深刻な状況になっている。
- ・ 近隣の大手バス事業者でも減便やコミュニティバス撤退を実施している。都内の 2 区市、埼玉県の 2 市では運行事業者がコミュニティバスから撤退（予定含）した。また、近隣 2 市でも減便が進められている。
- ・ 運転士確保が難しく、「きよバス」は 2 名の運転士で運行しているが、休憩時間中に一般路線バスの運転士が補助として参加している。現行の運行では夕方以降の便があり、結果的に長時間労働となる問題がある。
- ・ 持続可能な運行を確保するため「きよバス」の減便を清瀬市に相談し理解を得た。

（会議資料No.1）

（各委員の意見）

- ・ 委員より 減便対象の便の利用者数に関する質問。
 - － 平日の 1 便あたりの利用者数は 7～11 人、休日は 6～8 人（事務局回答）。
 - － 減便はやむを得ないが、利用者への周知と利用促進の取り組みを進めるべきと提案。
- ・ 委員より 平日と土日で利用者数の差についての質問。
 - － 土日の利用者数は平日の 9 割程度（事務局回答）。
 - － 利用者への周知に際し、丁寧な対応を求める。
 - － 事務局は利用者の混乱を防ぐため、周知方法を具体的に検討すると説明。

- ・委員より 地域での公共交通の持続に関する課題に言及。
 - － 自分が関わる 19 の区市町村のうち、5 市が撤退や減便の状況。
 - － 「きよバス」の運転事業者の努力を評価し、今回の減便は持続可能な公共交通を維持するための現実的な措置として評価できると指摘。
 - － 運行撤退が進む中、自治体は公共交通の存続に積極的に取り組む重要性を強調。

(3) 次回の日程について

- ・未定

(4) 閉会

《まとめ》

本日の議論を踏まえ、地域公共交通の持続可能性や課題について共有するとともに、各委員から貴重なご意見をいただいた。これらを受けて、「きよバスの運行計画の見直し」については、報告議案として承知いただいた。